

いじめ防止対策基本方針

平成29年度

御嵩町立上之郷中学校

学校の教育目標
自ら求め 鍛え合う
—志をもって 今を輝く—

方針

『未然防止・早期発見・連携した対応によるいじめの対応と解消』
防…教育相談、懇談、アンケート、情報交流を基にして未然に防ぐ。
発…生徒の心身の状態や変化を素早く把握し、いじめの実態を発見する。
連…家庭との連携を綿密にするとともに、必要に応じ関係諸機関とも連携する。

※いじめの解消とは

- ①いじめに係る行為が止み、少なくとも3か月は継続すること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめ防止対策推進法

「第2条 いじめの定義」から

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
*「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう

「第3条 基本理念」から

- ①児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

学校いじめ対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 養護教諭 教育相談担当に加え S C等の外部専門家の参画

いじめ未然防止の取組

学びの伸びを実感できる授業づくり

- 合理的配慮についての理解を図り、一人一人を大切にする学級活動を推進する。
- 「話す・聞く・書く」の指導を重視し、言語活動を充実させること
- わかる授業を工夫し、つまづいている生徒や学習意欲を失っている生徒に重点的に支援を行い、授業参加をさせ、活躍の場所をつくることで、主体的な学習態度を養うこと
- 家庭での学習の内容や方法を指導し、学習習慣を確立すること
- 情報モラルを学ぶ学習や調査を定期的に位置づけること

豊かな人間性を育てる集団づくり

- 仲間と協力したり、課題を解決したりしながら、集団を高めていくことで、安心して学べ、自己肯定感や自己有用感を実感できる学級づくり
- 「思いやり」「生命尊重」「集団生活の向上」に重点をおいた道徳授業の実践
- 異年齢集団活動の中で望ましい人間関係、役割を分担し合って協力し合う態度、自主的な態度の在り方を学んだり、連帯感を深めたり、成就感を味わったりする生徒会活動や学校行事

地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり

- 上之郷中学校PTA、学校評議員会との連携
- 地域・家庭への教育活動公開、情報発信、地域の意見反映
- 学校ホームページで『いじめ防止対策基本方針』の公表するとともに年度初めに生徒、保護者、関係機関に説明する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施状況を公表し、学校評価の項目に加える。
- 地域や企業から学ぶ学習（舳五山茶園活動、職業体験学習等）
- 青少年育成地域協議会・家庭と連携した挨拶運動を実施する。

学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対応マニュアルを定める。

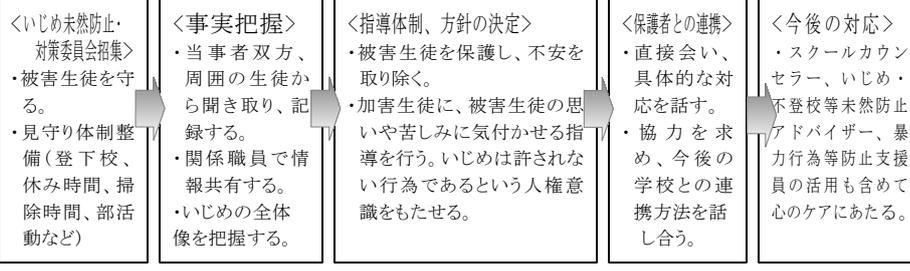
いじめ早期発見の取組

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	休み時間の校内巡回 部活動時の言動観察 生活ノート 学校安全カードやPTA地区委員との連携											
毎週	打合せ（毎週木曜日） ⇒生徒指導交流で情報を共有し、生徒理解を深める。											
学期	教育相談（6月・11月）、スマイルアンケート（毎月） 三者懇談（7月・12月）、Q-U検査（6月・11月）、 精神健康度調査（5月・10月）。※資料は最大5年間保存											

いじめ対策委員会

- 問題行動に対して速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。
- 職員研修を開き、教師の人権感覚を磨く。
- 生徒・保護者向け
学校の指導方針をPTA総会や懇談会、学校だより、ホームページ等で保護者へ周知する。生徒、保護者からいじめの申し立てがあった場合には、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

いじめへの連携した対応



学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関・外部専門家との連携
上之郷小学校、可児警察署、カウンセラー、子ども相談センター等との相談・通告